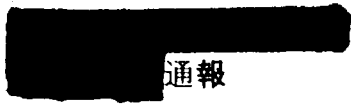


人 第 297号
平成21年12月4日

人権擁護局長 殿

大津地方法務局長

特 別 事 件 開 始 及 び 調 査 結 果 報 告 書

事件番号	平成21年 第174号	規程第22条第9号該当事件	
事件名	インターネット上の掲示板を悪用した差別助長行為 統計件名別番号〔28-4〕		
開始年月日	平成21年11月16日	開始 区分	1 申告（職員受・委員受） 2 委員通報 ③ 関係行政機関の通報 4 情報 5 移送 6 切替え
切替年月日	平成 年 月 日		
被害者	同和地区住民		
相手方	不詳		
申告者		事件端緒	 通報
担当官	大津地方法務局人権擁護課 同	人権擁護係長 係員	西田 茂 長田 幾子

人 第 297号
平成21年12月4日

大阪法務局長 殿

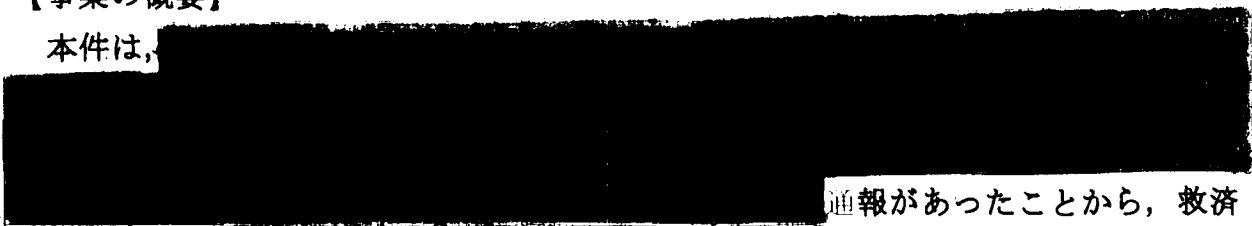
大津地方法務局長

特別事件開始及び調査結果報告書

事件番号	平成21年 第174号	規程第22条第9号該当事件	
事件名	インターネット上の掲示板を悪用した差別助長行為 統計件名別番号〔28-4〕		
開始年月日	平成21年11月16日	開始 区分	1 申告（職員受・委員受） 2 委員通報 ③ 関係行政機関の通報 4 情報 5 移送 6 切替え
切替年月日	平成 年 月 日		
被害者	同和地区住民		
相手方	不詳		
申告者		事件端緒	通報
担当官	大津地方法務局人権擁護課 同	人権擁護係長 係員	西田 茂 長田 幾子

【事案の概要】

本件は、



通報があったことから、救済

手続きを開始したものである。

【処理方針】

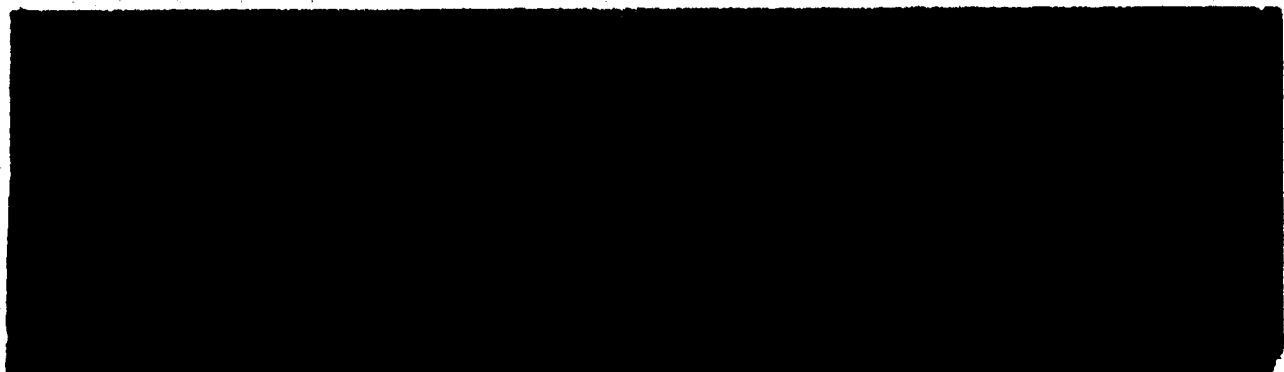
(執るべき措置)

「要請」

(理由)



【調査事実の要旨】



3 同年12月1日、当局は、本件掲示板の管理者に対し、メールで削除要請を行った。

4 同月2日、当局に対し、本件掲示板の管理者から削除要請には応じられない旨の連絡が電話及びメールであった。

【参考事項】

特になし。

聴 取 書

会長	局長	次長	総務課長	総務課長補佐	課長	係長	主任	係員
/					(印)	/	(印)	(印)

電話 口頭	発信・ 受 信	聴取者	西田 1/16
日時	平成21年11月16日(月)午後2時30分~2時35分		
相手方	[REDACTED]		
(要 旨)			
[REDACTED]			
※「鳥取ループ」・・・別紙のとおり <div style="background-color: black; color: black; width: 100px; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>			

鳥取ループ

同和行政の奥深くを追求します。

インターネットに流れているという部落地名総鑑の圧縮ファイル

インターネット上で部落地名総鑑の全国版が流れているということが、時々話題になっているようですが、おそらく、これのことではないかと思われるファイルがありました。

以下にアップロードしてあります。ウイルス等が入っていないことは確認済みです。

部落地名総鑑.zip

結論から言ってしまうと、これは題名こそ「部落地名総鑑」となっていますが、いかにもそれらしい地名が列挙してあるだけで、これをもって全国の同和地区の地名リストとは言えない物です。

この圧縮ファイルに含まれている、テキストファイルは、2ちゃんねるの人権問題板に書かれた内容を単にコピー&ペーストしただけです。大元の情報は、解放同盟やその関係団体、隣保館、人権センター等の住所と考えられます。

エクセルファイルはパスワードがかかっており、一緒に置かれたファイルには、パスワードの問い合わせとして部落解放同盟のメールアドレスが書かれています。要は、興味本位で見た人が解放同盟に連絡するように仕向けた、ただのいたずらです。

もしかすると、これが騒がれている「部落地名総鑑」ではないのかも知れませんが、仮に、そうだとすると素朴な疑問が残ります。「ネット上に部落地名総鑑が流出した」という人は、それが確かに部落地名総鑑であることを、どうやって確認したのでしょうか？このファイルのように、名前だけ「部落地名総鑑」になっているだけで、デタラメな住所のリストと、確かに同和地区の一覧になっているものを見分けるには、同和地区がどこにあるか知っていないといけなはずで、それを知っている人は、確実な同和地区のリスト(つまり部落地名総鑑)を持っているはずで、堂々巡りの話になってしまいます。

ちなみに、私があつたファイルをいい加減なものだと判断できたのは、鳥取市内の住所について、こう書いてあったからです。

鳥取県鳥取市 幸町、富桑、扇町

幸町は鳥取市人権交流プラザ(旧解放センター)、扇町は人権文化センター(旧部落解放研究所)があるところですが、たぶん、あそこが同和地区だと思っている人は鳥取市民にはいません。富桑なんて地名は鳥取市にはありません。それから、これに書いてある住所が1つも書かれていません。

確かに部落地名総鑑であると確認するのは大変ですが、いい加減なものだと判断するのは簡単なことです。





2009/11/13(金) 22:56:44 | 部落(同和)問題 | トラックバック(0) | コメント(0)

企業連の研修実績報告書の役職と合否が公開されました

例の研修実績報告書が再公開されました。以下の資料をご覧ください。

県土整備部県土総務課-公文書部分開示決定の一部変更について(通知)

役職と合否が公開される前の研修実績報告書は以下にありますので、比較してみてください。

以前に公開された研修実績報告書

これで分かったことは、経営研修の参加者は役員だけで、同和研修や技術研修には従業員も参加しているということです。まあ、当然と言えば当然のことですね。

その他、裁判中に分かった裏話は続きからどうぞ。【“企業連の研修実績報告書の役職と合否が公開されました”の続きを読む】



2009/11/01(日) 14:46:39 | 人権・同和利権 | トラックバック(0) | コメント(0)

愛荘町の同和減免関係の書類が不存在とされた件で異議申し立てしました

- 1) 愛荘町の同和对策固定資産税減免関係の書類が不存在として公開されなかった件で、あれから詳細を調査してみたのですが、どう考えても真っ黒です。違法行為がある場合は情報公開条例だけではどうにもならず、地元の方が住民監査請求するしかないのですが、事実関係を確認するために異議申し立てしました。

分かっていることは、愛荘町の同和減免が事実上「属人」であることです。つまり、原則として減免は山川原、長塚、川久保の各地区の住民が対象なのですが、対象物件が地区外にある場合も減免されることがあり、地区内であっても新しい住民の所有する物件は対象になっていないようです。

本当に何も書類を作らずに同和減免を行っていたのか愛荘町税務課に聞いてみたのですが、居留守を使われた上に完全にシャットアウトされました。事の顛末は、以下の異議申立書に書かれた通りです。

異議申立に係る処分

甲処分 平成21年9月11日付公文書非公開決定(愛税第168号)

乙処分 平成21年10月16日付公文書非公開決定(愛税第189号)


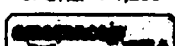
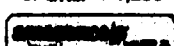
2の処分があったのを知った日

甲処分 平成21年9月14日
乙処分 平成21年10月20日

異議申立の趣旨

以下の採決を求める。

- (1) 甲処分と乙処分を取り消す。
- (2) 公文書公開請求に係る公文書を特定し、改めて相当な決定を行う。

No image	No image	No image
滋賀の歴史 滋賀県郷土史研究会 ロープライス ¥5,999 or 新品 ¥8,400 	近江国被差別関係古文 書目録 滋賀県同和問題... ロープライス ¥800 or 新品 ¥1,280 	人権と福祉のまちづくりの 歴史と今... 滋賀県同和問題... ロープライス ¥1,280 or 新品 ¥1,280 
プライバシーについて	プライバシーについて	プライバシーについて

【“愛荘町の同和減免関係の書類が不存在とされた件で異議申し立てしました”の続きを読む】

📖 20 40分



コピーOK 閲覧者OK 学校教育OK

2009/10/26(月) 22:24:46 | 滋賀県 | トラックバック(1) | コメント(0)

東近江市、愛荘町、滋賀県、解放同盟、滋賀県人権センターの協議資料

別の方が情報公開請求して、公開された資料を掲載します。これは、今年の5月から6月にかけて東近江市、愛荘町、滋賀県、解放同盟、滋賀県人権センターが同和地区問い合わせの件で協議した資料と、愛荘町に電話で同和地区の場所を問い合わせたY氏への聞き取り調査記録です。

同和地区差別問い合わせ事件第6回対策会議 Y氏聞き取り調査記録簿

文中の用語について、少し解説します。

人権のまちづくり協議会(人権協)というのは、一昔前の同和教育推進協議会(同推協)のことで、同和教育をやっている組織です。これは、同和地区に限らず、市内各地域に設置されています。

隣運協は、正式には隣保館運営推進協議会と言い、今では人権と福祉推進協議会(人福協)という名前に変わっています。これは一昔前の同和対策促進協議会(同促)で、同和地区に設置された同和対策の窓口団体のようなものです。

文中に「脱退」というような言葉が出ていますが、これは部落解放同盟東近江市協議会が、一度隣運協を脱退し、人福協になってから復帰したこと指していると思います。背景にあるのは、地区内でも同和対策を終わらせたい人たちと、続けたい人たちの対立です。

象徴的な事例を、黒塗りされた八日市市隣保館条例から読み取ることができます。実はこの条例で最初に設置されたのは、御園地区の隣保館である御園会館でした。条例によれば、昭和47年に1つ隣保館が廃止されていますが、実はこれも御園会館です。この時期に御園地区は、地元住民の希望で同和対策事業対象への指定から外れています。しかし、それからずっと後になって、同じ御園地区に高屋集会所が設置されています。これは、やはり同和対策事業を受けたいという人たちがいて、おそらく妥協策として設置されたものです。合併協議会の記録等を見ると、高屋集会所は地域総合センター（つまり同和地区関係施設）として分類されています。

Y氏への聞き取り調査に関して、解放同盟の議長が、市会議員の差別事件のことに触れています。おそらく寺村義和市議のことだと思います。この時みたいに解放同盟が横槍入れたという風潮になるのは困るので、再度の聞き取り調査については、あくまで行政の責任でやって欲しいと、解放同盟が念を押しているのが読み取れます。



2009/10/22(木) 11:39:18 | 人権・同和利権 | トラックバック(0) | コメント(2)


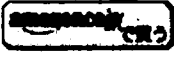

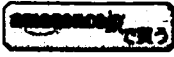

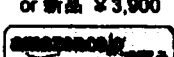
東近江市を提訴しました

東近江市に同和地区関係施設の例規を情報公開請求したところ、黒塗りの条例が公開された件で、大津地方裁判所に訴状を提出しました。訴状のコピーは東近江市にも郵送しました。

第1 請求の趣旨

- 1 被告が、原告に対し、平成21年9月7日付けでした公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）のうち、「合併前の旧市町（八日市市、愛東町、蒲生町）の同和地区関係施設（隣保館、教育集会所、人権啓発センター）の名称あるいは位置を定めた例規の、平成14年1月1日現在の全文」（以下「本件文書」という。）の「施設の名称及び位置」（以下「本件情報」という）を公開しないとした部分を取り消す。
 - 2 被告は、原告に対し、本件情報を公開する。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

[続きはこちら](#)

 <p>行政訴訟の實務 行政事件訴訟実...</p> <p>ロープライス ¥3,990 or 新品 ¥3,990</p> <p> で購入</p> <p>プライバシーについて</p>	 <p>自治体行政法入門 兼子 仁</p> <p>ロープライス ¥1,633 or 新品 ¥2,520</p> <p> で購入</p> <p>プライバシーについて</p>	 <p>情報公開・個人情報保護 審査会 管中... 第二東京弁護士...</p> <p>ロープライス ¥3,279 or 新品 ¥3,900</p> <p> で購入</p> <p>プライバシーについて</p>
--	---	--

【“東近江市を提訴しました”の続きを読む】

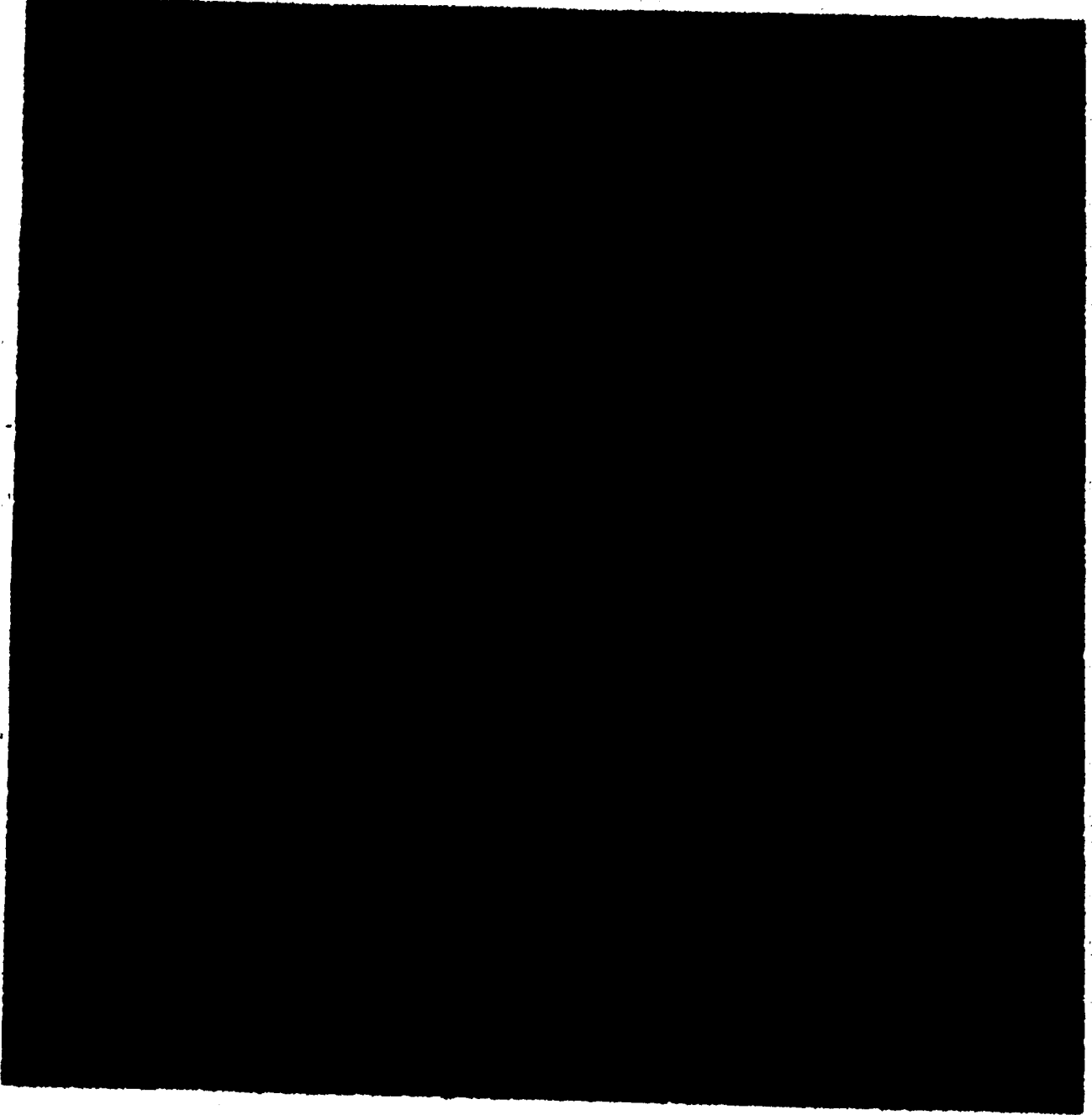
 33 冊



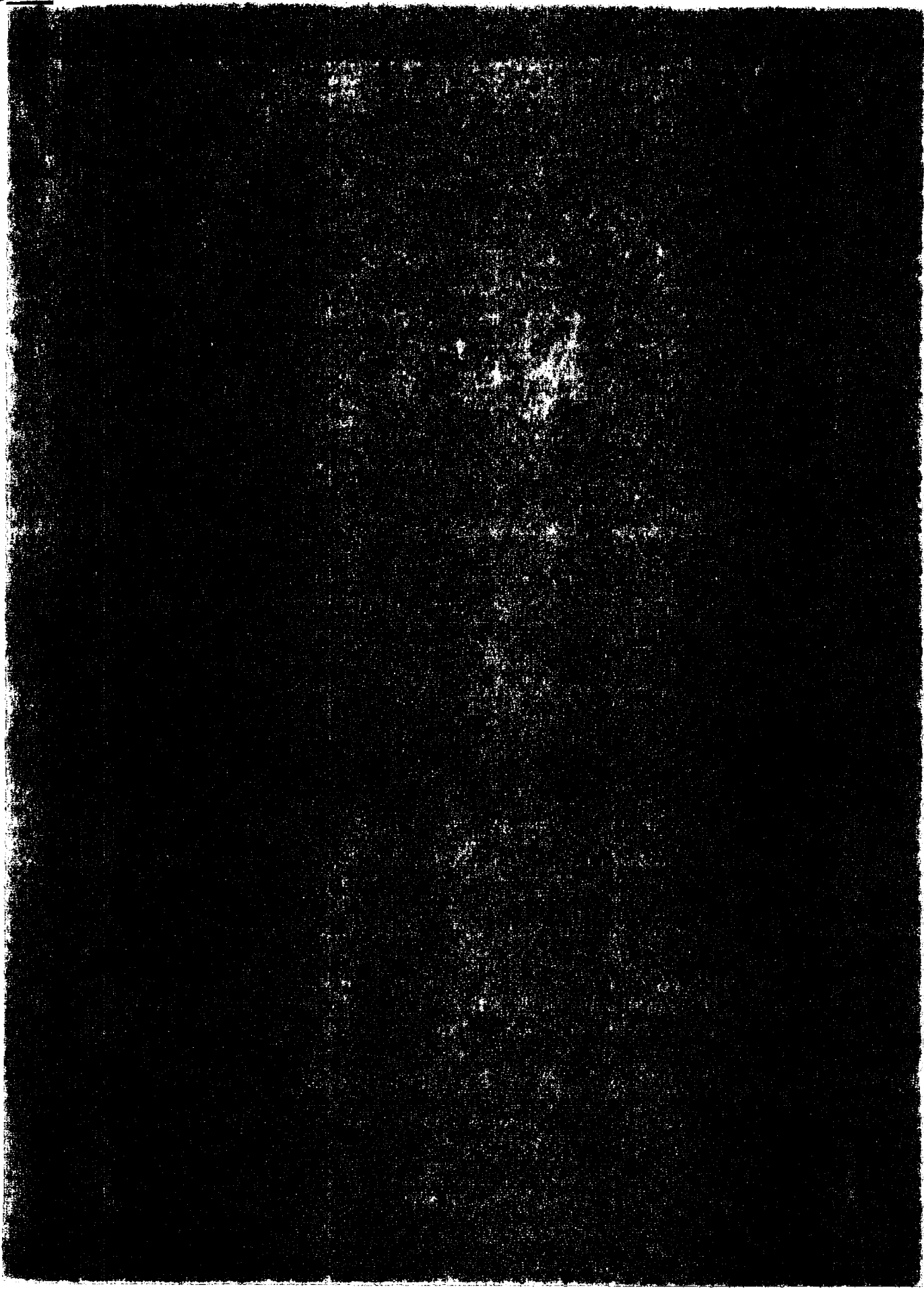
2009/10/13(火) 19:45:08 | [情報公開裁判](#) | [トラックバック\(1\)](#) | [コメント\(0\)](#)

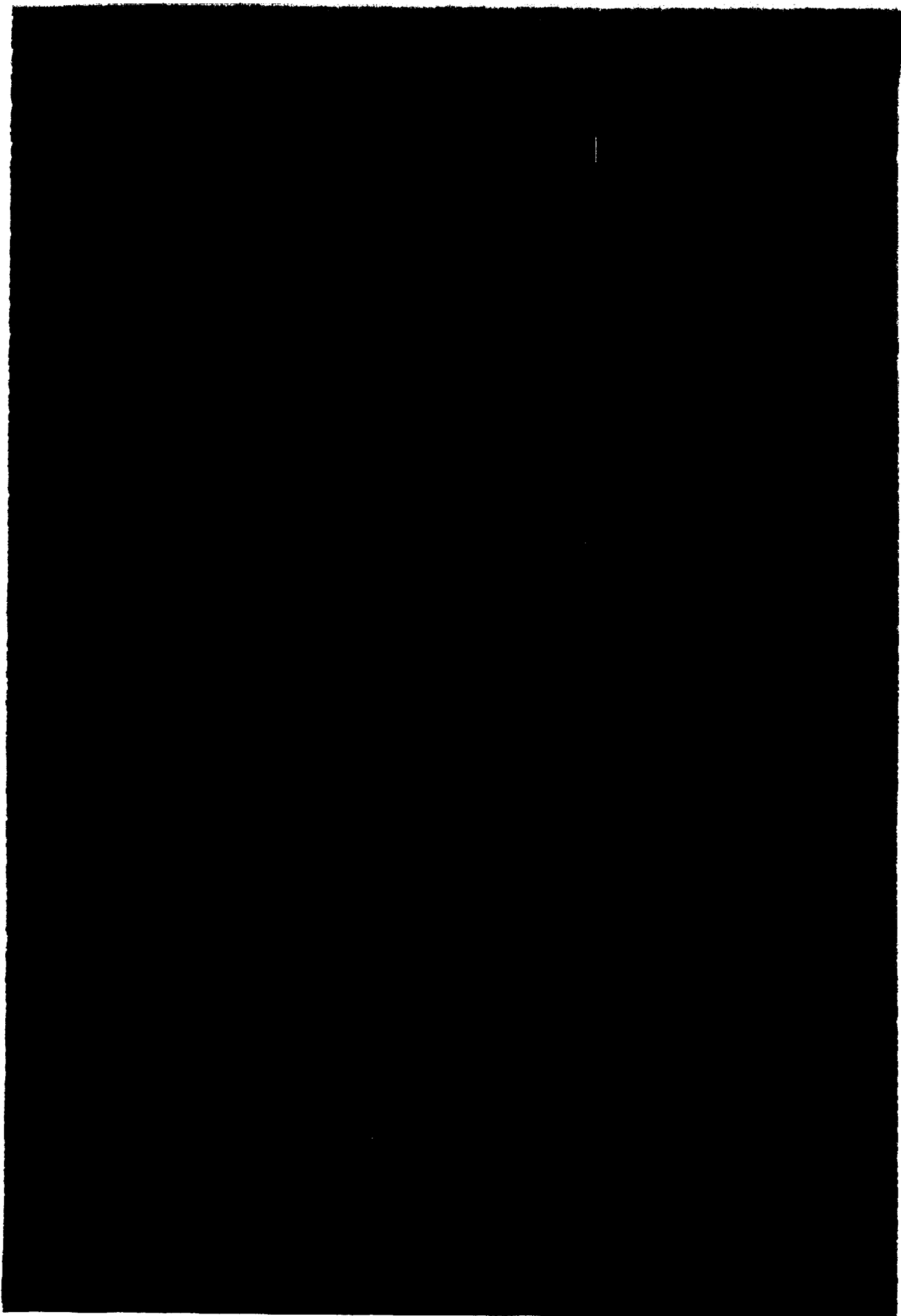
copyright © 2005 鳥取ループ all rights reserved.
Powered by [FC2ブログ](#).

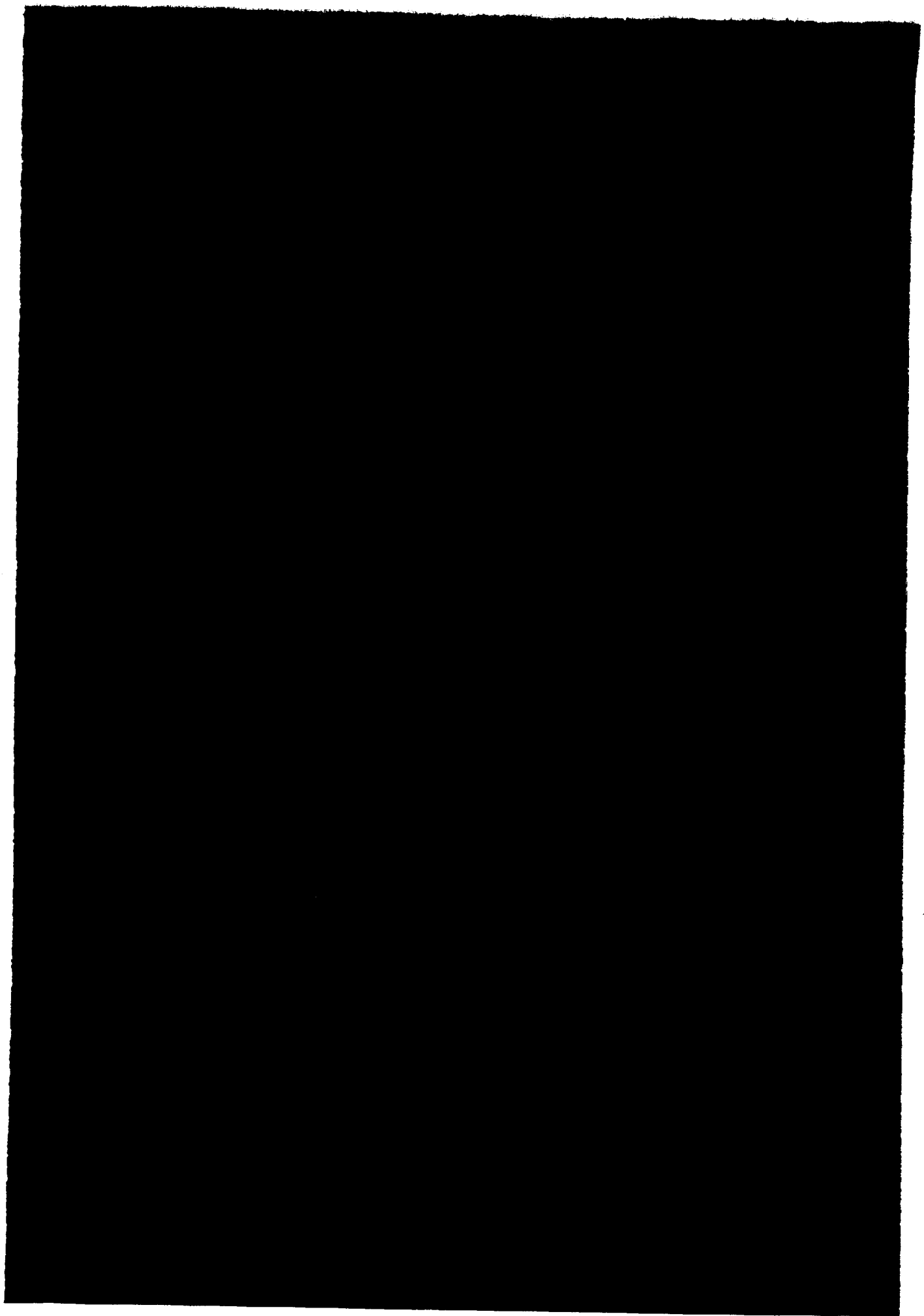
A

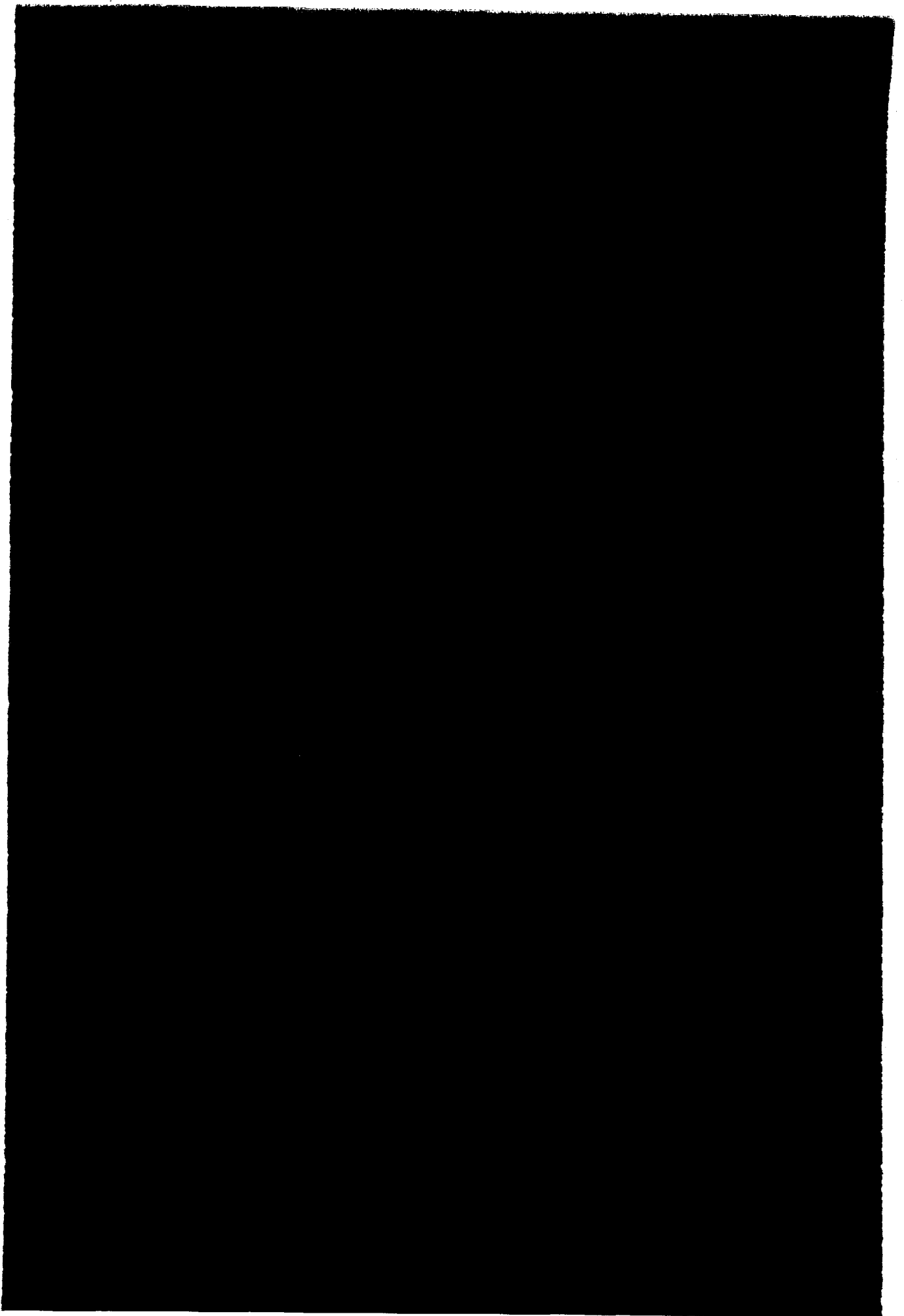


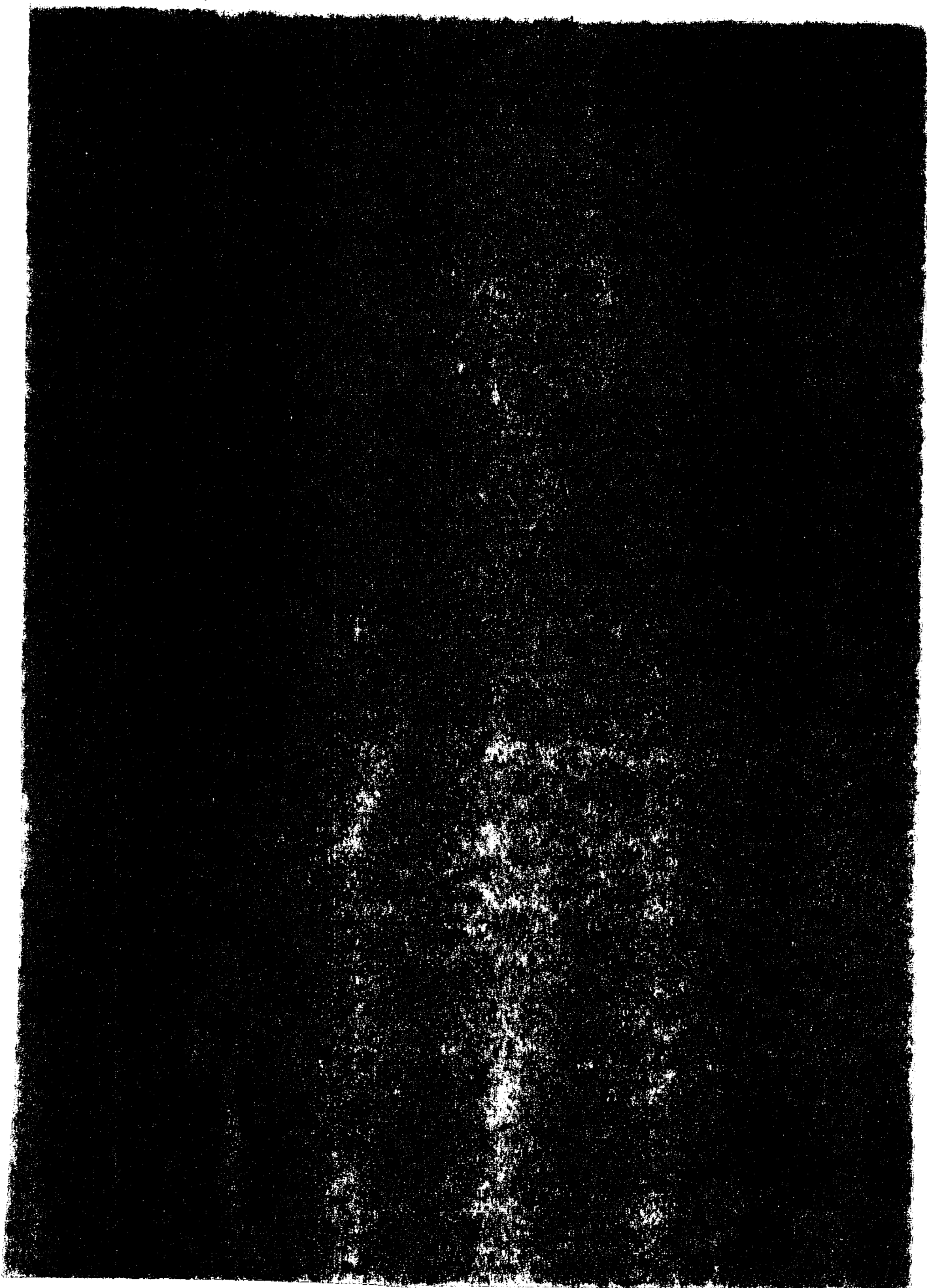
B

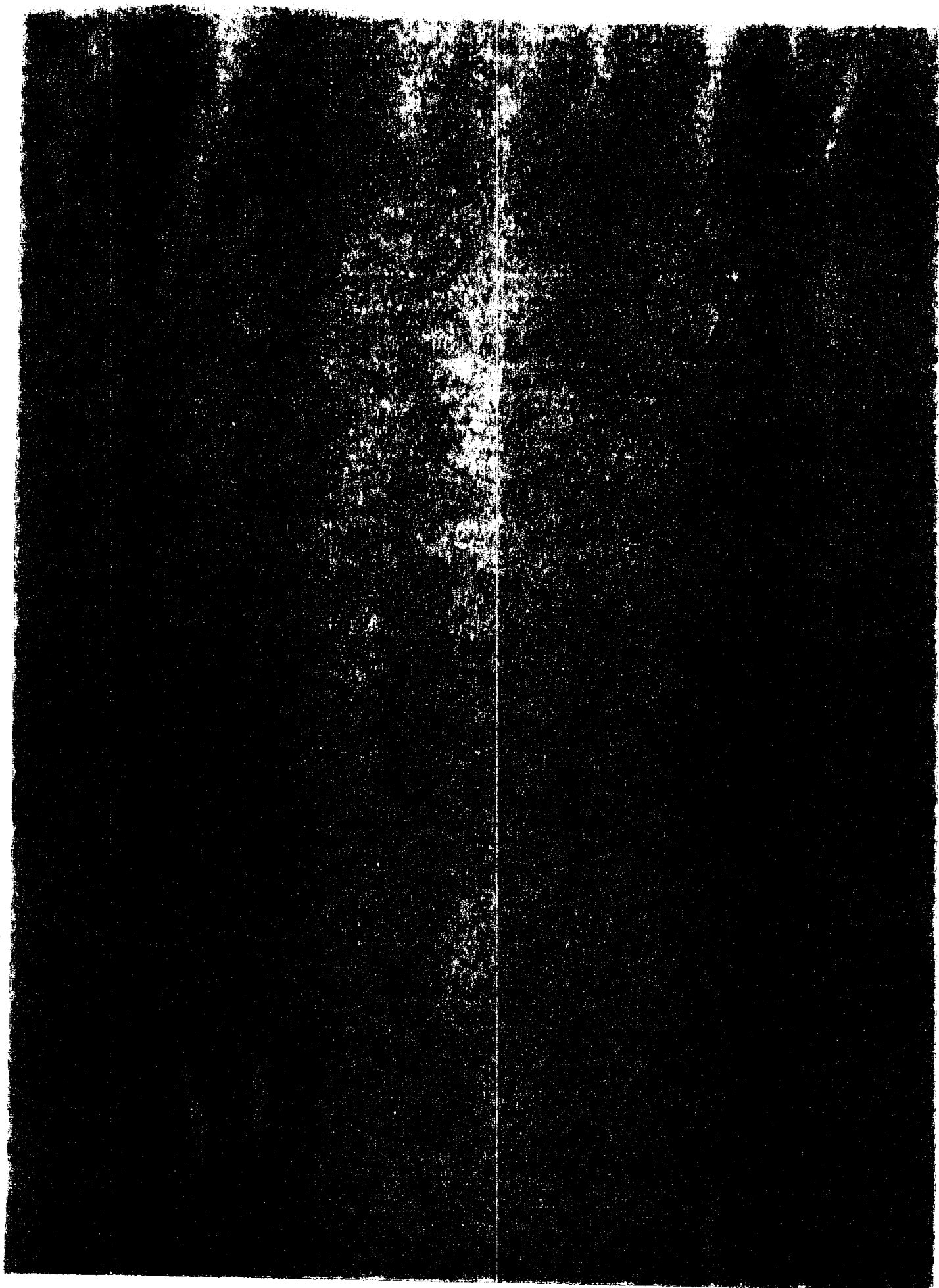


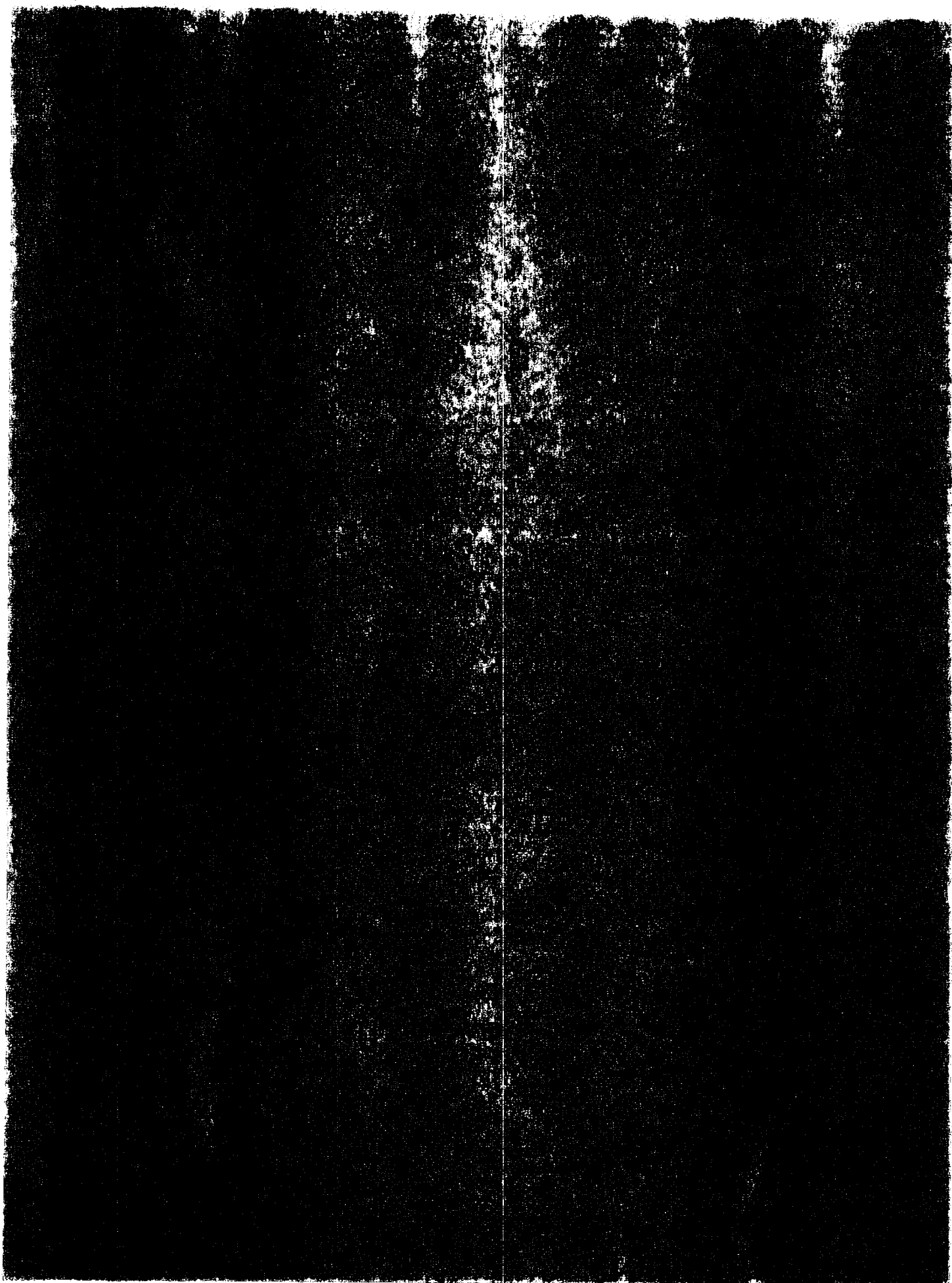


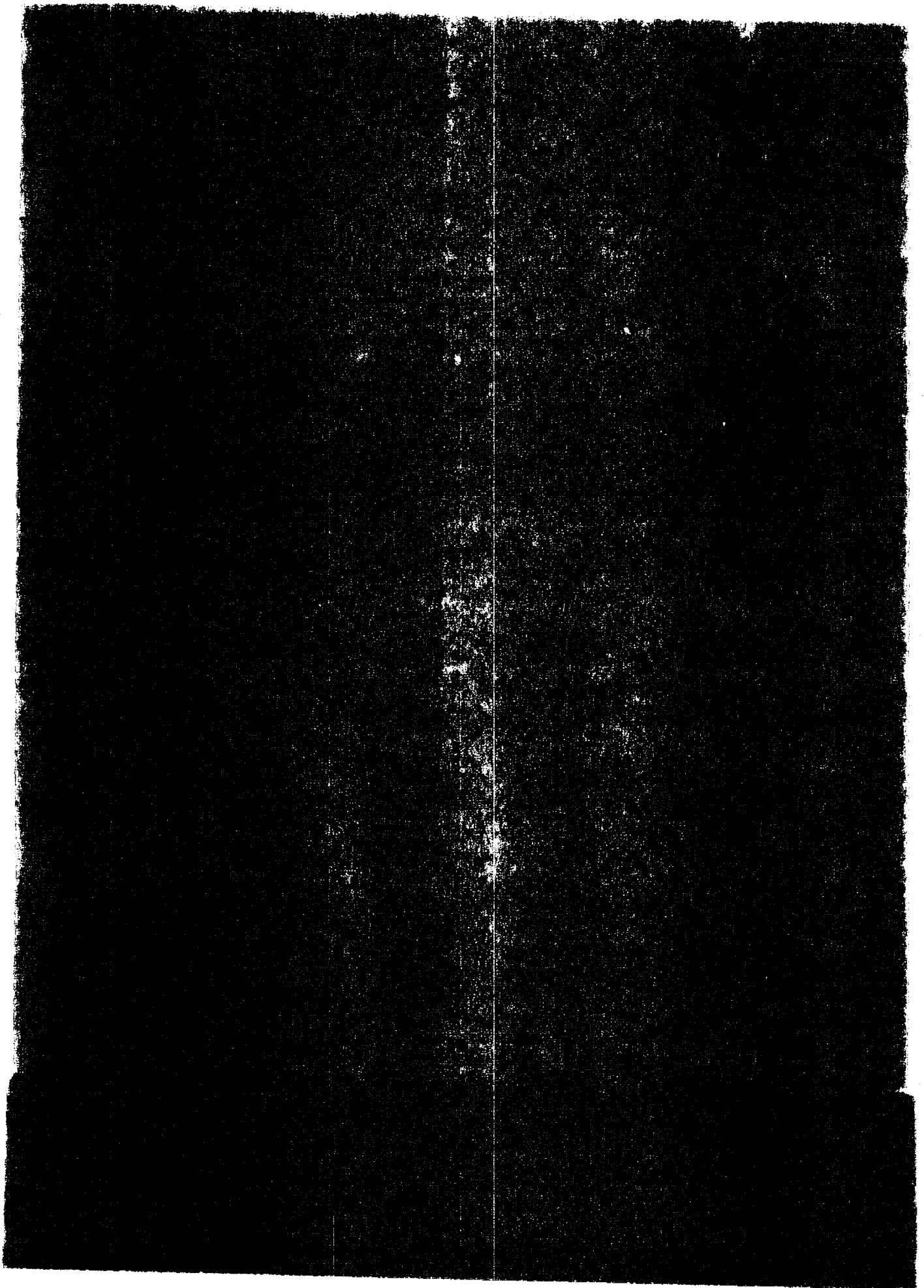




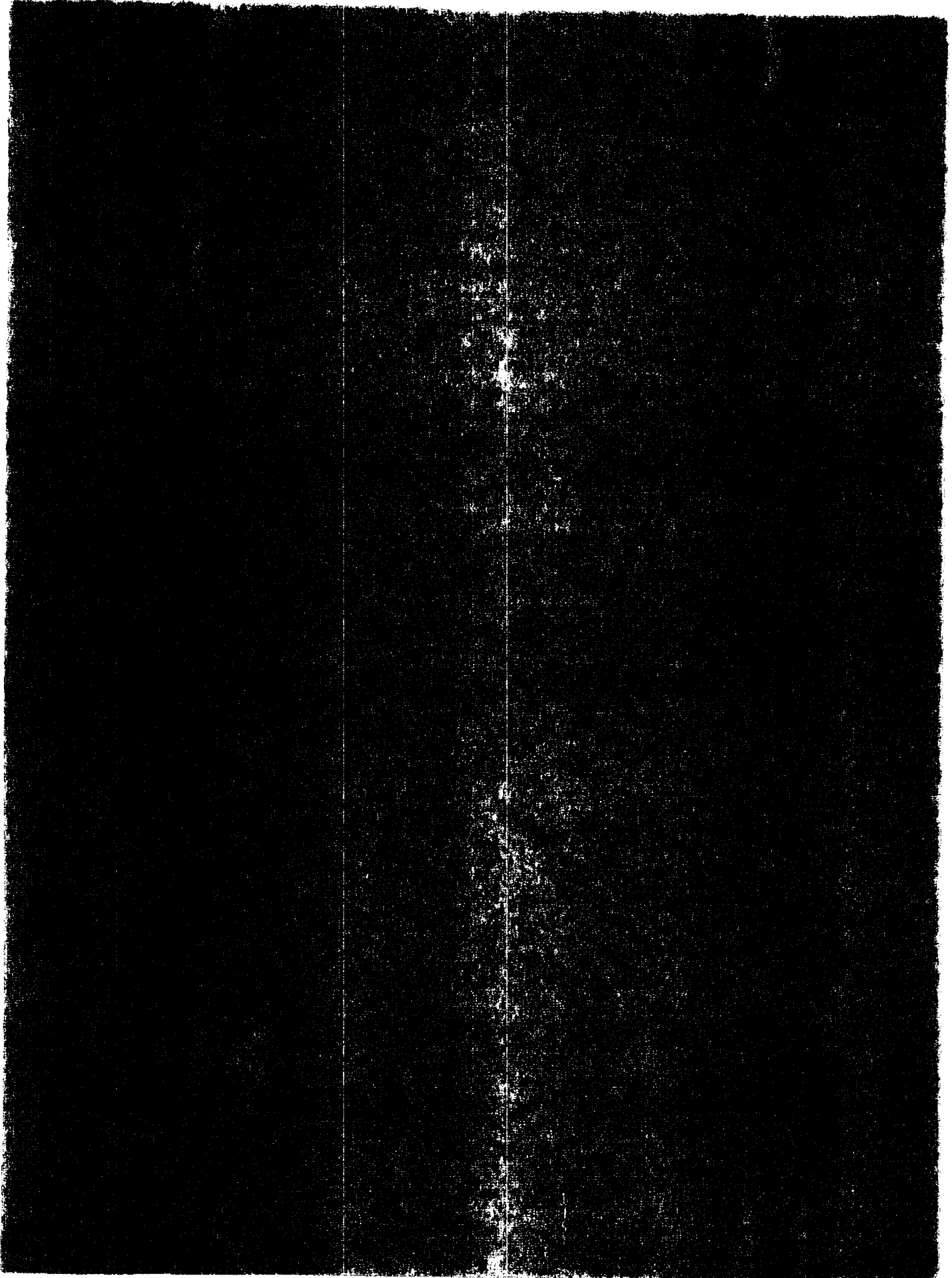


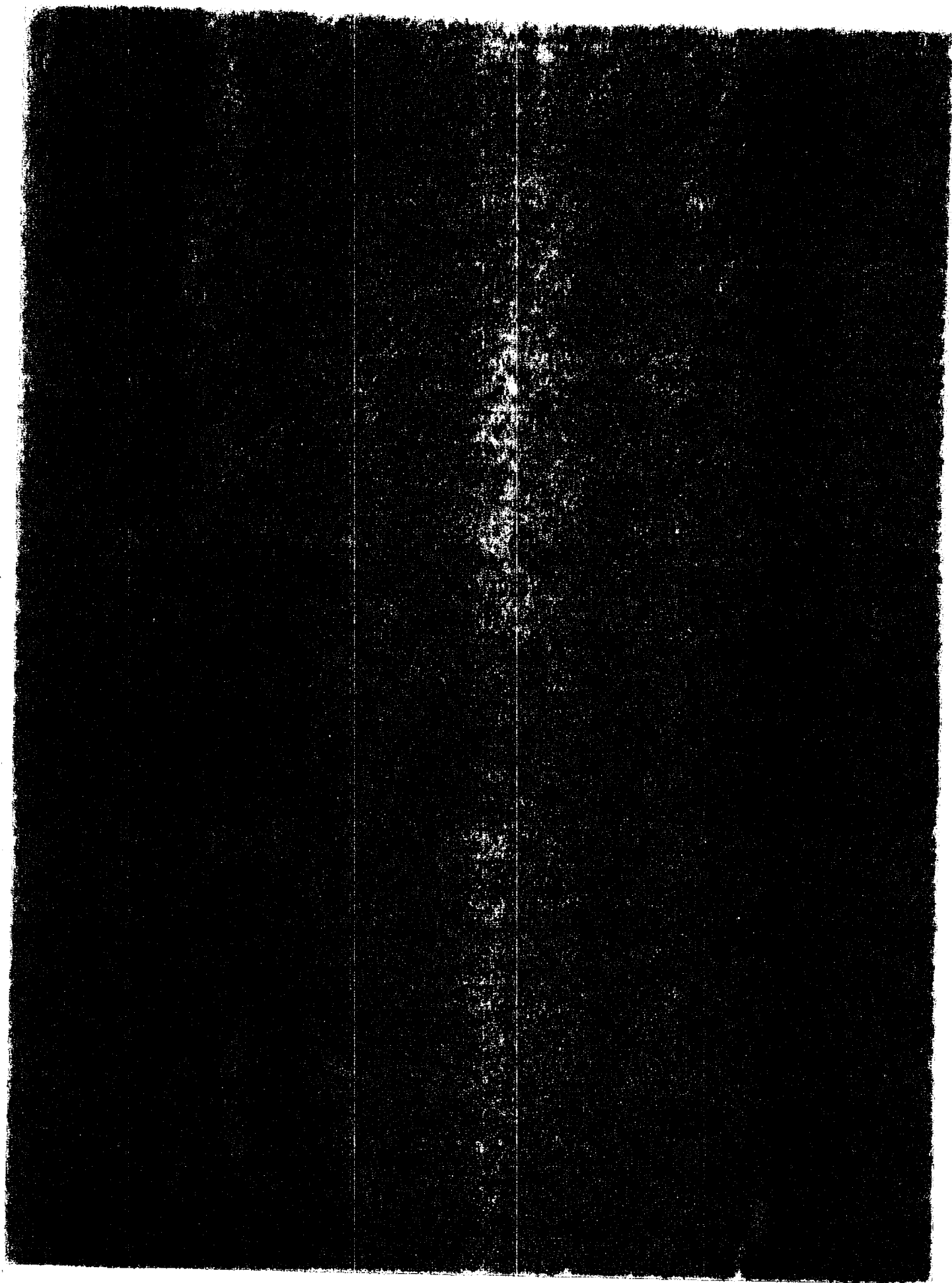


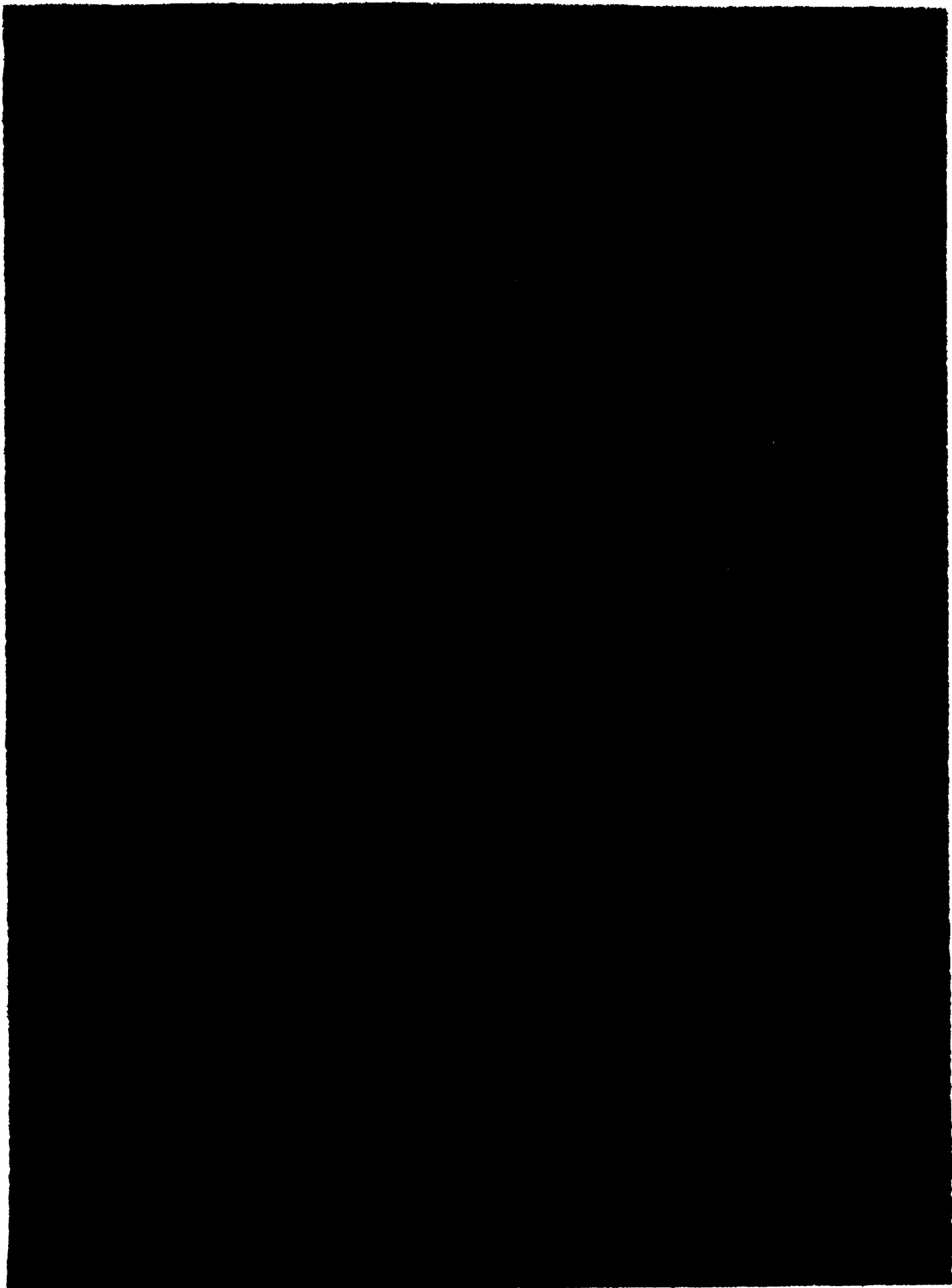


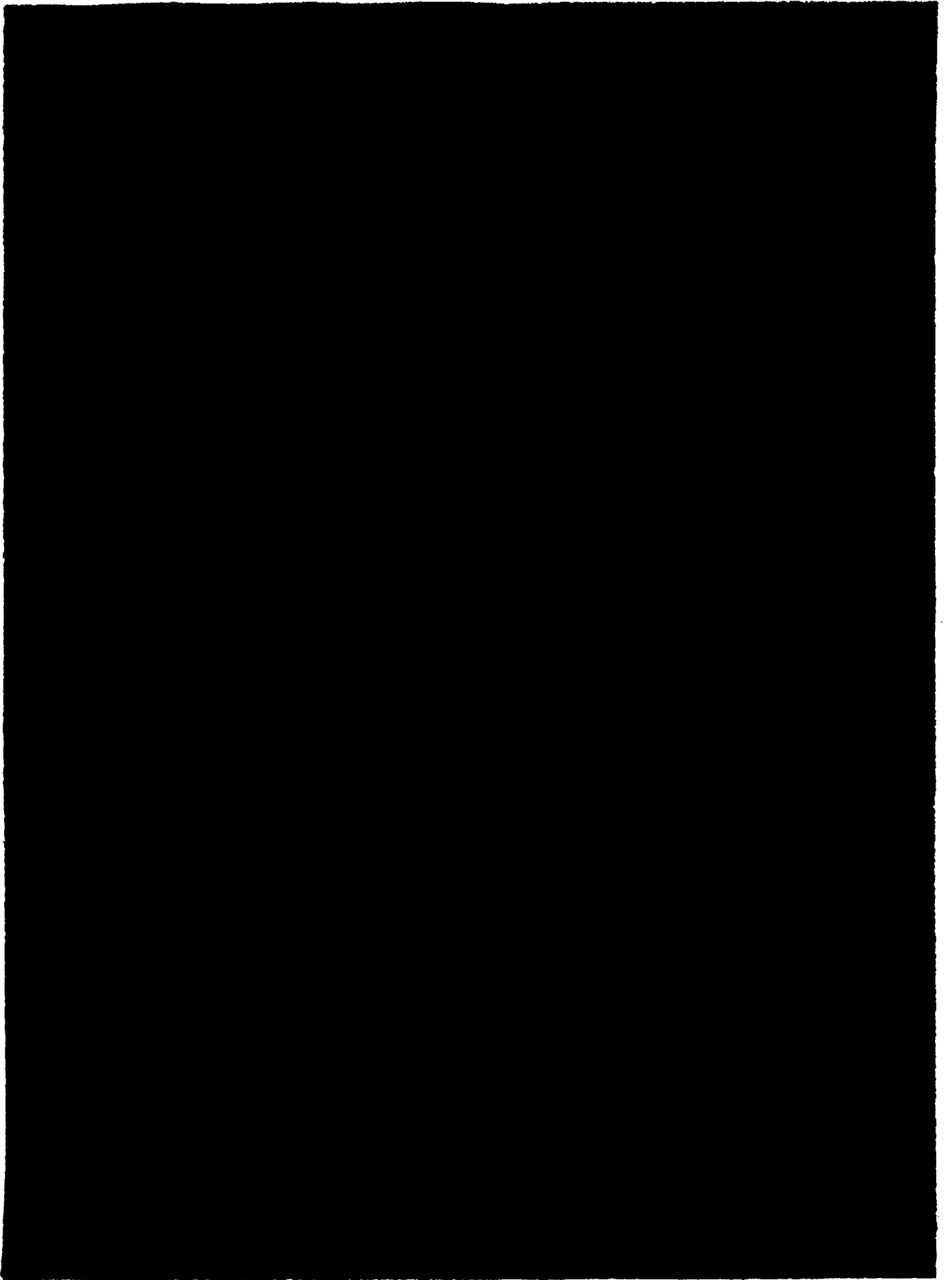


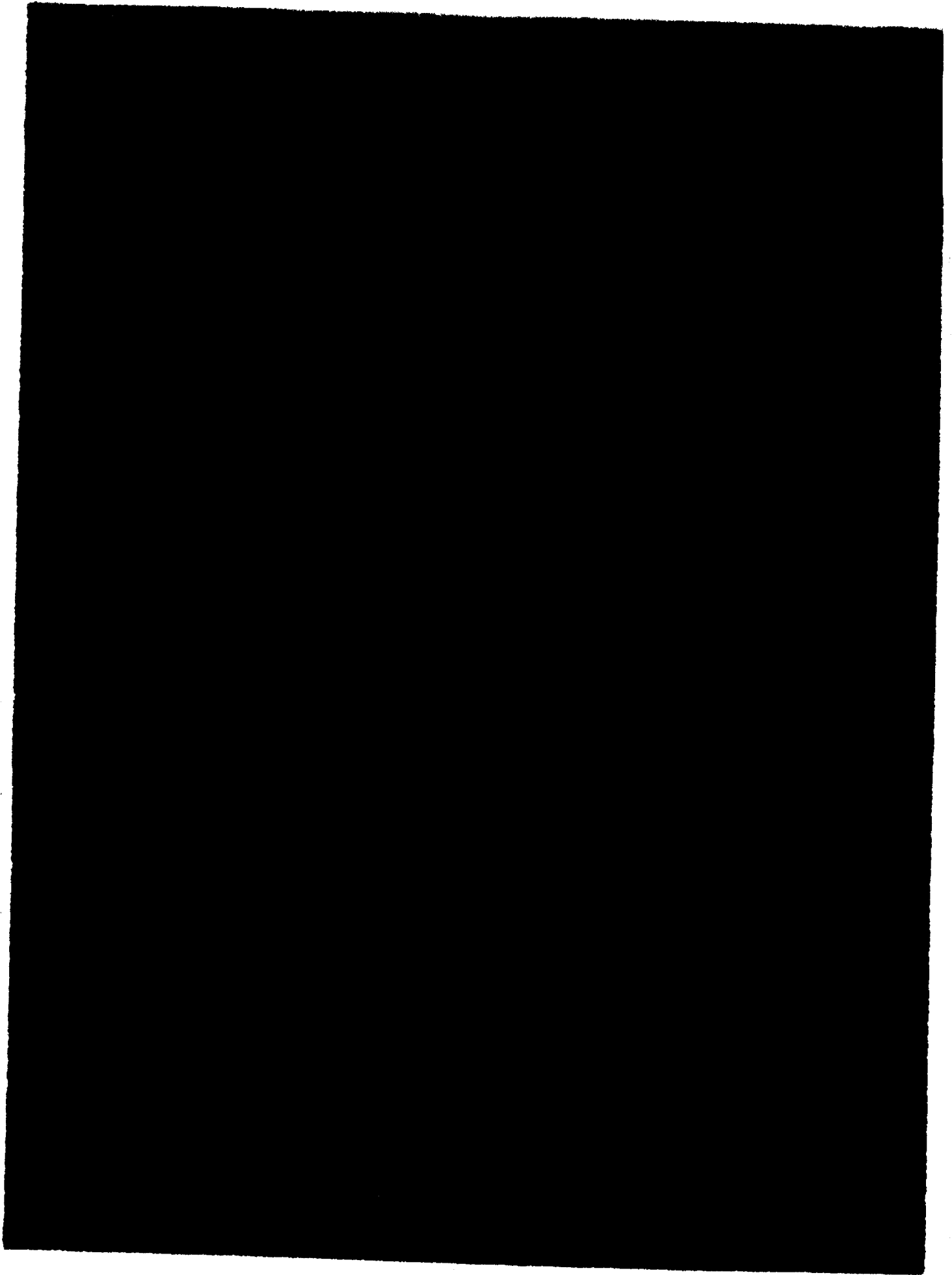
C

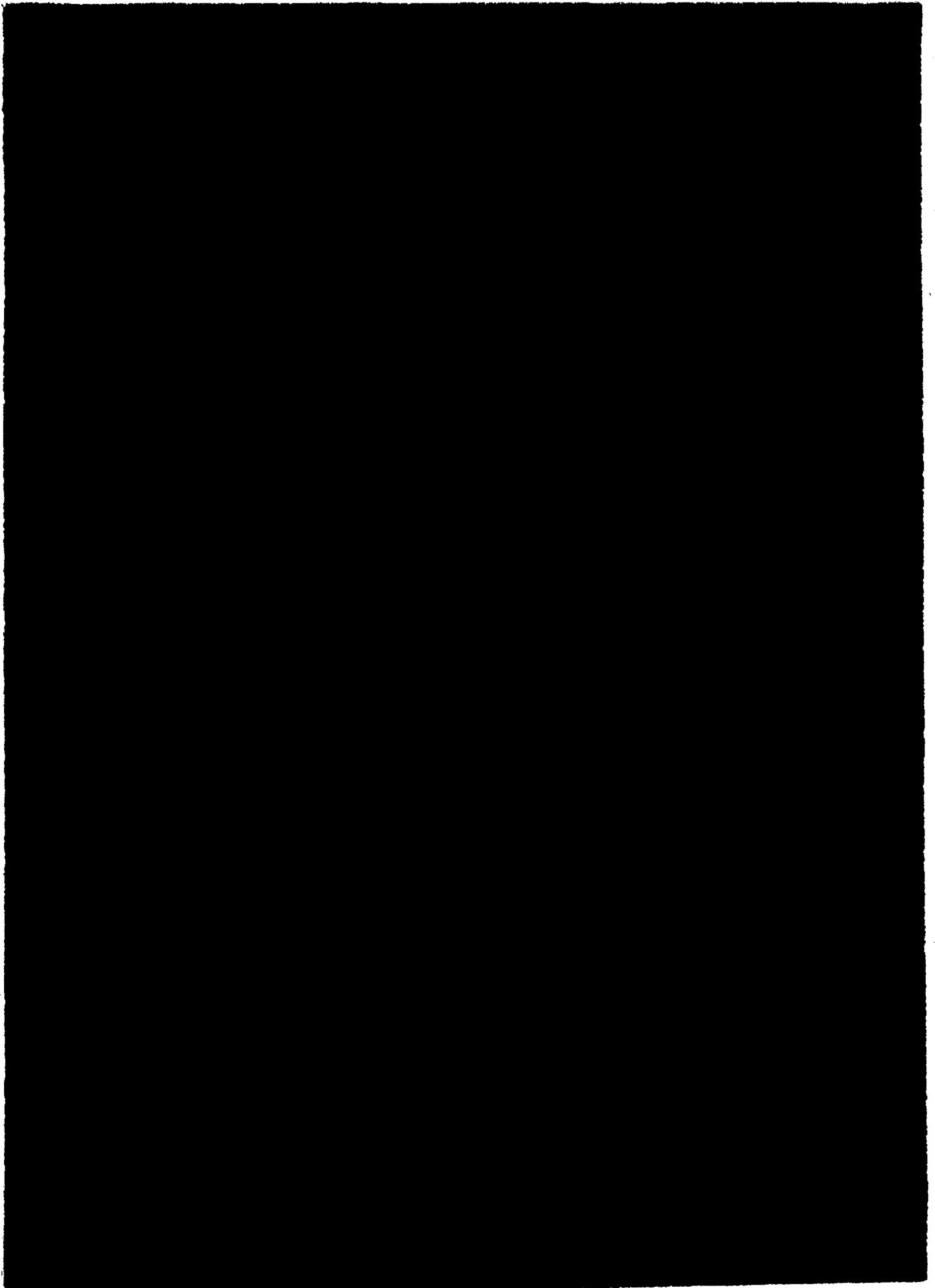












送信者: 大津_人権02/大津地方法務局/人権擁護局
宛先: 関矢 庄司/本省/人権擁護局

日付: 2009年11月16日 月曜日 03:08PM
件名: HP「鳥取ループ」のURL送付について

いつも、お世話になっております。
標記については、

<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>

です。

参考までに1ページ目をPDFにしましたので、お送りします。
よろしくお願ひします。

大津地方法務局人権擁護課 西田

送信者: 関矢 庄司/本省/人権擁護局
宛先: 大津__人権02/大津地方法務局/人権擁護局
cc: 大阪__人権二課02/大阪法務局/人権擁護局

日付: 2009年11月18日 水曜日 10:07PM

件名: [REDACTED]

大津局 西田様

[REDACTED]

法務省人権擁護局調査救済課
救済第二係長
関矢 庄司
Tel:03-3580-4111(内2715)
03-3592-7612(係直通)
Fax:03-3592-7675
E-mail: ss970300@moj.go.jp

——作成者: 大津__人権02/大津地方法務局/人権擁護局 ——

宛先: 関矢 庄司/本省/人権擁護局
送信者: 大津__人権02/大津地方法務局/人権擁護局
日付: 2009/11/16 03:08PM
件名: HP「鳥取ループ」のURL送付について

いつも、お世話になっております。
標記については、

<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>

)
です。

参考までに1ページ目をPDFにしましたので、お送りします。
よろしくお願ひします。

大津地方法務局人権擁護課 西田

送信者: 大阪_人権二課03/大阪法務局/人権擁護局
宛先: 大津_人権02/大津地方法務局/人権擁護局

日付: 2009年11月30日 月曜日 12:51PM
件名: [REDACTED]

大津局人権擁護課 西田係長殿

[REDACTED]

大阪人権二課 榎木

——転送者: 大阪_人権二課03/大阪法務局/人権擁護局 転送日: 2009/11/30 12:45PM ——

宛先: 大阪_人権二課03/大阪法務局/人権擁護局
送信者: 関矢 庄司/本省/人権擁護局
日付: 2009/11/27 06:33PM
件名: [REDACTED]

大阪人権二課 榎木様

[REDACTED]

法務省人権擁護局調査救済課
調査救済第二係長
関矢 庄司
Tel:03-3580-4111(内2715)
β-3592-7612(係直通)
Fax:03-3592-7675
E-mail: ss970300@moj.go.jp

——作成者: 大阪_人権二課03/大阪法務局/人権擁護局 ——

宛先: 関矢 庄司/本省/人権擁護局
送信者: 大阪_人権二課03/大阪法務局/人権擁護局
日付: 2009/11/27 02:06PM
件名: [REDACTED]

人権局 関矢係長殿

[REDACTED]

大阪人権二課 榎木



添付ファイル:



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

送信者: 大津__人権02/大津地方法務局/人権擁護局
宛先: tottoriloop@gmail.com

日付: 2009年12月01日 火曜日 04:25PM
件名: 削除要請について

管理者 殿

下記の添付ファイルは、差別を助長する情報が含まれており、人権擁護上、問題がありますので削除されますようお願いいたします。

記

- ① <http://tottoriloop.blog35.fc2.com/> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・Excel版【pass有】」中「sample」
- ② <http://tottoriloop.blog35.fc2.com/> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・2ch編集版 Ver.1.0」中の「資料」中「白山神社所在地」
- ③ <http://tottoriloop.blog35.fc2.com/> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・2ch編集版 Ver.1.0」中「部落地名総鑑」

大津地方法務局 人権擁護課長 藤野

聴 取 書

会長	局長	次長	総務課長	総務課長補佐	課長	係長	主任	係員
					(印)	/	(印)	

電話	発信・ 受信	聴取者	西田
口頭			
日時	平成21年12月2日(水) 午前8時55分～9時10分		
相手方	鳥取ループ 宮部氏		
(要 旨)			
<p>相手方) 昨日削除要請のメールが送られてきたが、これは行政指導か。国が個人のHPを監視し、まるで検閲ではないか。憲法違反である。</p> <p>当 方) これは検閲ではありません。本件については、規定に基づいた手続きを経て法務省の判断を受けた結果、差別を助長する書き込みに該当するとして削除要請を行ったものです。</p> <p>相手方) 何が差別を助長するのか。指摘している「部落地名総鑑」に載っている地名は、適当に地名を列挙しただけのものであり、いいかげんなものである。また「白山神社所在地」も削除の対象としていることは、理解できない。私は、誤解を解消するため、また、世の中の人に知らせたいという思いで公開した。削除要請は、言いがかりとしか思えない。</p> <p>当 方) そうですか。御意見は伺いましたので、上司に報告します。削除要請には応じていただけないか。</p> <p>相手方) 応じられない。</p> <p>当 方) 応じられなければ、再度削除要請を行います。</p> <p>相手方) プロバイダーであるfc 2に削除要請をするということか。</p> <p>当 方) そうです。</p> <p>相手方) こちらも賠償請求などの対抗措置を採らしてもらおう。法務省にも報告するように。</p> <p>当 方) わかりました。</p>			

送信者: 大津__人権02/大津地方法務局/人権擁護局
宛先: 佐伯 剛/本省/人権擁護局, 河野 順子/本省/人権擁護局

日付: 2009年12月02日 水曜日 11:47AM
件名: [REDACTED]

[REDACTED]
大津地方法務局人権擁護課 西田

添付ファイル:
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

送信者: 鳥取ループ <tottoriloop@gmail.com>
宛先: jinken02_ot@minji.moj.go.jp

日付: 2009年12月02日 水曜日 12:10PM
件名: Re: 削除要請について

大津方法務局 人権擁護課 藤野様、西田様

鳥取ループ管理者の宮部です。
お電話で西田様にお伝えしたとおり、従いません。

理由は、「差別を助長する情報が含まれており、人権擁護上、問題がある」という事実が存在しないためです。

指摘のデータは名前だけが部落地名総鑑で、いい加減な住所のリストです。差別には利用できません。白山神社所在地を削除しないといけないのは全く理解できません。

他のコメントですが、

具体的な被害者、被害内容を示さずに、行政機関が抽象的な理由でもって、論評に対して削除を依頼することは検閲に当たると思います。

行政指導には強制力はないので、現時点で違法とまでは言えませんが、プロバイダ等からアクセス制限されて損害を被れば、国家賠償の対象となることがあると思います。

また、行政指導であれば、行政指導であることと、行政手続法32条～33条の内容を相手に教示して、強制力のないことを明示するべきです。

それから、部落地名総鑑と言えば、こういった物が存在します。
同和地区における集会の場を提供するための施設なので、普通なら住所が同和地区と思うでしょうし、実際にそのようです。
http://www.city.tottori.lg.jp/reiki/reiki_honbun/m0020857001.html

サーチエンジンで検索すると、他にもたくさん見つかります。
<http://www.google.co.jp/search?q=inurl:reiki+%E5%90%8C%E5%92%8C+%E4%BD%8D%E7%BD%AE>

通常は、集会所や会館は地元自治会の所有なのですが、同和地区に限って行政の所有になっており、2002年の同和対策終了時に地元へ委譲することを怠った自治体が多かったためにこのような状態になっています。
一昔前、市町村レベルの例規は国立国会図書館でもあまり見ることができなかったのですが、最近急速に電子化されたために、同和地区データベースと化しています。
これを見逃してきた総務省や地方議会が悪いのか、単なる公共事業の対象地域を被差別地域として見るのが悪いのか、考え方はいろいろあると思いますが、非常に欺瞞的に見えることは間違いないです。

総務省や自治体は、ちゃんと同和対策の後始末をするべきだし、法務省は、既に事実として同和地区が誰でも分かるようになっている状態で、秘密という建前をいいことに、いつまでも被差別地区であるかのように誤解させるような行為はすべきでないと思います。

本庁や大臣や国会があればなので、難しいとは思いますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

On Tue, 1 Dec 2009 16:25:49 +0900
jinken02_ot@minji.moj.go.jp wrote:

> 管理者 殿

> 下記の添付ファイルは、差別を助長する情報が含まれており、人権擁護上、問題がありますので削除されますようお願いいたします。

記

> ① <<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>><<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・Excel版【pass有】」中「sample」

> ② <<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>><<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・2 c h 編集版 Ver.1.0」中の「資料」中「白山神社所在地」

> ③ <<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>><<http://tottoriloop.blog35.fc2.com/>> に添付されているファイル「部落地名総鑑.zip」中の「部落地名総鑑」中の「部落地名総鑑・2 c h 編集版 Ver.1.0」中「部落地名総鑑」

大津地方法務局 人権擁護課長

藤野

鳥取ループ <tottoriloop@gmail.com>

○鳥取市地区会館管理規則

平成16年10月29日
鳥取市規則第177号

(目的)

第1条 この規則は、地域住民の生活文化の向上を図り、同和地区における集会の場を提供するための鳥取市地区会館の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 鳥取市地区会館(以下「地区会館」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥取市宮長地区会館	鳥取市宮長
鳥取市馬場地区会館	鳥取市馬場
鳥取市倭文地区会館	鳥取市倭文
鳥取市高殿地区会館	鳥取市吉岡温泉町
鳥取市西品治6区地区会館	鳥取市西品治
鳥取市古海5区地区会館	鳥取市古海
鳥取市下味野5区地区会館	鳥取市下味野
鳥取市下味野源太地区会館	鳥取市源太
鳥取市山ヶ鼻地区会館	鳥取市古海
鳥取市中村地区会館	鳥取市中村
鳥取市嶋地区会館	鳥取市嶋
鳥取市西品治7区地区会館	鳥取市西品治
鳥取市西品治地区会館	鳥取市西品治
鳥取市千代八千代地区会館	鳥取市西品治
鳥取市元品治地区会館	鳥取市西品治
鳥取市国府町南広西地区会館	鳥取市国府町広西
鳥取市河原町下曳田地区会館	鳥取市河原町曳田
鳥取市河原町上山手地区会館	鳥取市河原町山手
鳥取市気高町寺前地区会館	鳥取市気高町宝木
鳥取市青谷町西町地区会館	鳥取市青谷町吉川
鳥取市青谷町下蔵内地区会館	鳥取市青谷町蔵内

(本条…一部改正〔平成21年規則7号〕)

(使用の基準)

第3条 地区会館は、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 当該地域住民の請会議等
- (2) 当該地域住民の教育活動、研修、学習等教育文化の向上に寄与する場合
- (3) その他当該地域住民の公共の福祉に寄与する場合

(行為の制限等)

第4条 地区会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地区会館の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は地区会館からの退去を命ずることができる。

(原状回復)

第5条 地区会館を使用する者は、その使用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第6条 地区会館の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長が認定した損害額を賠償しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第7条 市長は、地区会館に地区会館備品台帳(様式第1号)及び地区会館使用簿(様式第2号)を備え、必要な事項を記録しなければならない。

- 2 地区会館を利用した者は、その使用を終了したときは、使用状況を地区会館使用簿に記録しなければならない。

(委任)

第8条 この規則で定めるもののほか、地区会館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に河原町地区会館の設置及び管理に関する条例(平成8年河原町条例第32号)又は気高町寺前地区会館の設置及び管理に関する条例(平成9年気高町条例第21号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月27日規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

地区会館備品台帳

名	構造又は規格	数量	備品番号	取得年月日	処分年月日	摘要

様式第2号(第7条関係)

地区会館使用簿

月日	使用時間		使用施設名	使用者又は代表者氏名	使用人員	使用目的	摘要
	始	終					

--	--	--	--	--	--	--	--	--

[ウェブ](#) [画像](#) [動画](#) [地図](#) [ニュース](#) [書籍](#) [Gmail](#) [その他](#) ▼[検索設定](#) | [ログイン](#)

Google

inurl:reiki 同和 位置

検索オプション

◎ ウェブ全体から検索 ○ 日本語のページを検索

[ウェブ](#) [検索ツールを表示](#)

inurl:reiki 同和 位置 の検索結果 約 805 件中 1 - 10 件目 (0.59 秒)



小山市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例

(名称及び位置). 第3条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。(同和対策集会所運営委員会の設置). 第4条 集会所の運営に関し、必要な協議を行うため、小山市同和対策集会所運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。(定数及び任期) ...

www.city.oyama.tochigi.jp/reiki/reiki.../e1090348001.html -

[キャッシュ - 類似ページ](#)

スポンサーリンク

レイキ伝授 1日集中講座

わずか1日でレイキを効率よく習得。
全国主要都市で開催中(返金保証有り)

reiki-tiare.com

[広告掲載はこちら](#) ▶

飯塚市同和対策施設条例

(名称及び位置). 第2条 同和対策施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(利用の制限). 第3条 市長は、同和対策施設(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用 ...

www.city.iizuka.lg.jp/.../reiki/reiki.../r3200367001.html - [キャッシュ - 類似ページ](#)

みやこ町同和対策施設管理条例

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、同和問題の解決に資するため、町が同和 ... 第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。(利用者の遵守事項). 第3条 施設の利用者は、他の者の利用を妨げ、又は ...

www.town.miyako.lg.jp/reiki/reiki.../r3190357001.html - [キャッシュ - 類似ページ](#)

鹿沼市同和対策集会所条例

(名称及び位置). 第2条 同和対策集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。名称 鹿沼市南部地区会館. 位置 鹿沼市万町931番地1. (利用者の範囲). 第3条 鹿沼市南部地区会館(以下「会館」という。)を利用することができる者は、会館の目的を達成する ...

reiki.city.kanuma.tochigi.jp/reiki.../ae10601621.html - [キャッシュ - 類似ページ](#)

長野市人権同和教育集会所の設置及び管理に関する条例

第1条 この条例は、人権同和問題の理解と認識を深め地域住民の社会教育活動を助長するため、長野市人権同和教育集会所(以下「集会所」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。(名称及び位置). 第2条 集会所の名称及び位置 ...

www.city.nagano.nagano.jp/reiki/.../41990101006100000000.html - [キャッシュ - 類似ページ](#)

羽生市立同和対策集会所設置及び管理条例

第1条 基本的人権を尊重し、同和問題を根本的に解決するため、住民の教育の向上、健康の増進、生活文化の振興をはかり、もって同和教育推進の場として、同和対策集会所を設置する。(名称及び位置). 第2条 前条の同和対策集会所の名称及び位置は、次の ...

www.city.hanyu.lg.jp/reiki/reiki_honbun/e3170412001.html - [キャッシュ](#)

上田市同和対策集会所条例

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、同和問題の理解と認識を深め、地域住民の社会教育活動を推進するため、同和対策集会所(以下「集会所」という。)を設置する。(名称及び位置). 第2条 集会所の名称及び位置は、次の ...

www.city.ueda.nagano.jp/reiki/reiki_honbun/r3600254001.html - キャッシュ

直方市同和地区等改善施設条例

における地区改善施設(以下「施設」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。(設置、名称及び位置). 第2条 同和地区等における生活環境の改善、社会福祉の増進、経済的自立の助長及び社会教育の充実を図るため、次に掲げる施設を置く。 ...

www.city.nogata.fukuoka.jp/reiki/.../content110000315.htm - キャッシュ - 類似ページ

京都府組織規程

第82条 京都府家畜保健衛生所(以下「家畜保健衛生所」という。)の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。 (京都府同和事業委員会規則の廃止). 2 京都府同和事業委員会規則(昭和32年京都府規則第1号)は、廃止する。 ...

www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000022001.html - キャッシュ

鳥取市集会所管理規則

第1条 この規則は、地域住民の生活文化の向上を図り、同和地区及びその周辺地域における社会教育活動の場を提供するための鳥取市集会所の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。(本条...一部改正[平成16年規則179号]). (名称及び位置) ...

www.city.tottori.lg.jp/reiki/reiki.../m0020373001.html - キャッシュ - 類似ページ

GoOoooooooOogle ►

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次へ

inurl:reiki 同和 位置

[絞り込み検索](#) - [言語ツール](#) - [ヘルプ](#) - [フィードバックをお寄せください](#)

[Google ホーム](#) - [広告掲載](#) - [ビジネスソリューション](#) - [プライバシー](#) - [Google について](#)

送信者: 佐伯 剛/本省/人権擁護局
宛先: 大津_人権02/大津地方法務局/人権擁護局
cc: 大阪_人権二課02/大阪法務局/人権擁護局

日付: 2009年12月02日 水曜日 09:54PM
件名: [REDACTED]

大津地方法務局人権擁護課 件名事案担当 御中
(大阪法務局人権擁護部第二課 参考送信)

[REDACTED]

[REDACTED]

人権擁護局調査救済課(担当:調査救済第二係 佐伯)

——作成者: 大津_人権02/大津地方法務局/人権擁護局 ——

宛先: 佐伯 剛/本省/人権擁護局, 河野 順子/本省/人権擁護局
送信者: 大津_人権02/大津地方法務局/人権擁護局
日付: 2009/12/02 11:47AM
件名: [REDACTED]

[REDACTED]

大津地方法務局人権擁護課 西田